

収入  
印紙

[収集運搬用]  
産業廃棄物処理委託契約書

平成 年 月 日

排出事業者 (甲)

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

収集運搬業者 (乙)

住所 東京都足立区南花畑 4-30-4

氏名 株式会社アイティリンク  
代表取締役 島 隆行

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

乙の事業範囲

収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 第 01200129339 号 (許可都道府県政令市名) (千葉県)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 第 01100129339 号 (許可都道府県政令市名) (埼玉県)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 第 01400129339 号 (許可都道府県政令市名) (神奈川県)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 第 2009129339 号 (許可都道府県政令市名) (長野県)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 第 02501129339 号 (許可都道府県政令市名) (滋賀県)	(積込み場所)	収集運搬業許可番号 第 13-00-129339 号 (許可都道府県政令市名) (東京都)	(荷下ろし場所)

許可品目 (積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む)

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず		鋳さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず	
繊維くず	動植物性残さ	動物のふん尿	動物の死体	その他 ( )			
特別管理産業廃棄物 ( )							

上記排出事業者甲 (以下「甲」という。)と収集運搬業者乙 (以下「乙」という。)は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 (以下「廃棄物」という。)の収集運搬に関して、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。甲と乙とは、本契約の成立を証するために本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第1条 乙の事業範囲は上記のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第2条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1の別紙「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、甲の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

3 甲は、本契約の有効期間中、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

(収集運搬料金及び支払い)

第3条 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上で、1回あたりの契約単価にすることができる。

2 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬したことを確認したときに、乙に収集運搬料金を支払う。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(運搬の最終目的地)

第4条 乙は、甲から委託された第2条の廃棄物を、甲の指定する別表1に記載する処分業者（以下「丙」という。）の事業場に搬入する。

(マニフェスト等)

第5条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。

2 乙は、廃棄物の収集を行うときは、甲の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合には、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4 乙は、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要事項を記載し、B1（収集運搬業者保管）票とB2（運搬終了）票を除いて、丙に回付する。

5 乙は、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票及び丙から送付されるC2（処分終了）票を5年間保存する。

6 甲は、乙から送付されたB2（運搬終了）票を、A（排出事業者保管）票及び丙から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票とともに5年間保存する。

(契約期間及び保存)

第6条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヵ月前までに相手方に対する書面による解約の申し入れが無い限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同一とする。

2 甲及び乙は、本契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(法令等の遵守)

第7条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(義務と責任)

第8条 甲は、乙から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、収集運搬を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

3 乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2（運搬終了）票をもって代えることができる。

(業務の調査等)

第9条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、乙の車両が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

(積替保管)

第11条 乙は、甲から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

(内容の変更)

第12条 甲及び乙は、必要がある場合は、必要がある場合は、甲乙協議の上で委託業務の内容を変更することができる。この場合、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、本契約の当事者が本契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除するにあたって、本契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

3 乙は、甲が第2条各項又は第8条第1項の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

4 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合、又は以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5 前項の規定により甲又は乙が契約を解除し、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、第14条第2項の規定によることとする。

(期限の利益の喪失)

第15条 当事者の一方が本契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

2 当事者の一方に前条1項及び4項に該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

(協議)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第2条、第3条、第4条関係)

## 廃棄物データシート (WDS)

作成日

年 月 日

記入者

排出 事業場 番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先		処分業者 (丙)		
				氏名・名称及び 許可番号	所在地	処分方法
1						
2	株式会社アイティリンク	東京都足立区南花畑4-30-4	03-5809-6682			
3						
排出 事業場 番号	廃棄物の種類 (廃棄物データ シート番号)	契約単価 (円)	予定数量 (日・週・月・年)	処分業者 (丙)		
				氏名・名称及び 許可番号	所在地	処分方法
	廃プラスチック類 ( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
	金属くず ( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
	ガラスくず・コンク リートくず・及び陶 磁器くず ( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
	( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
	( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
	( )	/ (kg・l・ m <sup>3</sup> ・t)	(kg・l・m <sup>3</sup> ・t)			
契約期間中の 合計予定金額		円		契約期間は第6条記載のとおり		
廃棄物の物理的性状・ 科学的性状		形状 ( )	臭い ( )	色 ( )	比重 ( )	pH ( )
		沸点 ( )	融点 ( )	発熱量 ( )	粘度 ( )	水分 ( )
荷姿		<input type="checkbox"/> 容器 ( )		<input type="checkbox"/> 車両 ( )		<input type="checkbox"/> その他 ( )

特別注意事項（有・無） ※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載

- ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法
- ・他の廃棄物との混合禁止
- ・粉じん爆発の可能性
- ・容器腐食性の可能性／注意点
- ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性
- ・環境中に放出された後の支障発生の可能性  
（消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水傷害に至る可能性） 等

備考

- ・委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合は、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。
- ・委託する廃棄物に日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マークが付されている製品が含まれている場合は、当該マークが付されている旨を下記に記入する。

記

